

調布市告示第 2 9 2 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により、道路の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

調布市長 林 明 裕

- 1 指定道路の種類 法第 4 2 条第 1 項第 4 号に規定する都市計画法による道路
- 2 指定番号 0 8 調都建指第 1 号
- 3 指定の年月日 令和 8 年 7 月 2 8 日
- 4 指定道路の位置 調布市八雲台 2 丁目 2 番 4 3 の一部、3 番 1 から同番 3 までの各一部、同番 4、同番 1 0 の一部、同番 1 3、同番 1 4 の一部、4 番 7 の一部、同番 8 の一部、同番 2 2 の一部、2 3 番 9 から同番 1 1 まで、同番 1 3、2 4 番 1 から同番 3 までの各一部、同番 1 5 から同番 1 7 までの各一部、同番 3 0、同番 3 1、2 5 番 1 から同番 3 までの各一部、3 2 番 1 1 の一部、同番 1 2 の一部及び無番地の一部並びに佐須町 4 丁目 2 番 1 2 の一部、同番 1 6 の一部、同番 2 0 の一部、3 番 1 の一部、同番 2 の一部、同番 2 2 の一部、同番 2 4 から同番 2 7 まで、4 番 2 の一部、同番 6、同番 8 の一部、同番 1 0、同番 1 3 の一部、同番 1 7 から同番 1 9 まで、6 番 1 の一部、同番 4 の一部、同番 6 の一部、同番 7 の一部、同番 1 0 の一部、同番 1 5 から同番 1 7 まで、7 番 1 の一部、同番 2 の一

部、同番 1 4 から同番 1 6 まで、8 番 2 の一部、同番 3 の一部、2 9 番 2 の一部、同番 3 の一部、同番 5 の一部、同番 1 2 の一部、同番 1 4、同番 1 5 の一部、同番 1 7 の一部、同番 1 9 の一部、同番 2 1 から同番 2 5 まで、3 0 番 3 の一部、同番 4 の一部、同番 5、同番 6 の一部、同番 9 の一部、同番 1 0、同番 1 2 の一部、同番 1 3、同番 1 6、同番 1 7、3 1 番 2 0、同番 2 1 の一部、同番 2 5 の一部、同番 2 7、同番 2 8、同番 3 3、同番 3 4、同番 3 9 から同番 4 3 まで、5 8 番 6 の一部、同番 7 の一部、同番 2 5 から同番 2 9 まで、同番 3 8 番の一部、同番 3 9、同番 4 2 から同番 4 6 まで、5 9 番 9 の一部、5 9 番 1 2 から同番 1 4 まで及び無番地の一部並びに柴崎 1 丁目 3 7 番 3 0 の一部、同番 3 3 の一部、同番 3 5 の一部、同番 3 7 の一部、同番 3 9 の一部、同番 4 0 の一部、同番 4 4、4 1 番 4 の一部、同番 1 0 の一部、同番 1 7、同番 1 8、同番 2 0、同番 2 1、4 2 番 1 4、同番 1 8、同番 1 9、4 3 番 4 9、4 6 番 1 1 の一部、同番 1 2 から同番 1 4 まで、4 7 番 6 の一部、同番 7 の一部、同番 1 9 及び無番地の一部

5 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 8 1 7 . 3 6 メートル

(2) 幅員 1 6 . 0 0 メートルから 2 5 . 2 7 メートルまで